

## 社会資本整備審議会河川分科会（第50回）

【事務局】 それでは、遅れて見えられる先生も、ご連絡がありまして、いらっしゃいますけれども、そのほかの先生方はおそろいですので、ただいまより、第50回社会資本整備審議会河川分科会を開きたいと思っております。本日、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の先生方の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立しているということをご報告申し上げます。

さて、社会資本整備審議会委員につきまして、平成26年2月4日付けで改選が行われました。

これに伴いまして、以前お願いしておりました〇〇委員、〇〇委員が任期満了に伴いご退任され、それに代わりまして〇〇委員、〇〇委員、このお二方が新たにご就任されましたので、ご報告いたします。

本日、〇〇委員におかれましては、ご都合により欠席されておられます。

また、本日の議題でございます「矢部川水系に係る河川整備基本方針の変更について」を調査審議いただくため、臨時委員として福岡県知事にご出席をお願いしておりましたところ、本日は代理ということで、〇〇県土整備部長にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の河川分科会、平成25年の4月8日に開催されましたが、それ以後、人事異動がありました、こちらの事務局の幹部をご紹介します。

まず、水管理・国土保全局長、〇〇でございます。

【水管理・国土保全局長】 どうかよろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。

【事務局】 よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。

【事務局】 よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。

【事務局】 よろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。

【事務局】 よろしくお願ひします。

【事務局】 ここで、会議の開催に先立ちまして、水管理・国土保全局長の〇〇よりご挨拶を申し上げます。

【水管理・国土保全局長】 水管理・国土保全局長でございます。本日は第50回の河川

分科会ということで、福岡分科会長をはじめ委員の先生方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日ごろから河川行政の推進に当たりましてご指導を賜っておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

今日の分科会でございますけれども、先ほど司会のほうから話がございました。昨年、4月開催をいたしまして1年ぶりぐらいということでございますが、委員お二人交代していただいております、今日は、その中で〇〇委員もご出席をいただきました。どうか、よろしく願いをいたします。

今日の分科会でございますけれども、審議事項といたしましては3点ということでございまして、矢部川の河川整備基本方針の変更についてということ、さらには、一級河川の指定についての審議をいただく、これは、5水系5河川の指定変更を行うというものでございます。3点目が津波浸水想定。これは、現在では17の府県で設定をされておるわけでございますが、前回、5府県について報告をさせていただいておりますので、今日は、12の府県について、ご審議をいただくということでございます。この3つが、今日ご審議をお願いしたい内容でございます。

その他、報告事項でございますけれども、今、水管理・国土保全局の中では、次の施策展開に向けて、いろいろな取り組みを行っております。その取り組みの、途中段階のものでございますけれども、ご報告をさせていただきたいと思っております。

以上が、今日の内容でございますが、先生方には、ご指導を賜りますことをお願いを申し上げて、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうか、よろしく願いをいたします。

**【事務局】** 恐れ入りますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラのご使用は、今後、ご遠慮願いたいと思います。

それでは次に、お手元に配布しております資料のご確認をお願いしたいと思います。もし資料に不備が現時点でございましたら、事務局にお申し付けください。よろしゅうございますか。

また、傍聴の皆様におかれましては、今回は傍聴のみとさせていただいておりますので、審議の進行に支障を与える行為があった場合には退室いただく場合がございます。議事の進行に、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、以後の進行を分科会長、よろしくお願い申し上げます。

**【分科会長】** 分科会長の〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

委員の皆様には、ご多用中のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、議事に入ります。

本日最初の審議は、矢部川水系の河川整備基本方針の変更についてです。本件は、平成26年2月27日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に意見を求められ、同年2月28日付で、社会資本整備審議会会長から河川分科会長に付託されたものです。

これを受けて、河川分科会として効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則第1条に基づき、本分科会に設置されております河川整備基本方針検討小委員会で審議を行っていただきました。

小委員会の審議の経過及び結果につきましては、同小委員会の委員長である私から報告させていただきます。

最初に、一番上の資料でございますが資料1-1の1ページ目、これをお開きください。審議対象河川について書いてありますが、福岡県南部でございます矢部川水系です。全国109の水系で河川整備基本方針が策定され、矢部川水系については平成19年11月に作成されておりますが、平成24年7月に発生した九州北部豪雨に伴う洪水を踏まえて、河川整備基本方針の変更を行うものです。

資料1-2の1ページをご覧ください。ここにいろいろ、議論の経緯が書かれております。

河川整備基本方針検討小委員会は、3月26日と4月24日に開催しております。

この最後のページ5ページをお開きください。ここに、小委員会の委員の方々の名簿がございます。こちらにご出席の方々も、何人かの方がここに入っておられます。委員としては、河川工学や河川環境の専門家のほか、地元の有識者、福岡県知事、柳川市長に加わっていただき、地元の実情を踏まえた活発な意見交換が交わされ丁寧な議論が行われました。

それでは、資料1-1の2ページをご覧ください。

矢部川水系の河川整備基本方針を変更する契機となった平成24年7月洪水の概要について、ご説明します。九州北部の福岡県、大分県、熊本県においては、平成24年7月の梅雨前線豪雨によって、甚大な水害、土砂災害等が発生しました。矢部川流域では、多いところで12時間雨量が400ミリを超える記録的な豪雨となり、矢部川の基準地点である船小屋地点の河川水位はこれまでの最高水位を約2メートル上回り、約5時間にわたって氾濫危険水位を超えるという、観測史上最大の洪水が発生しました。

これによって、矢部川の国管理区間において1か所、福岡県が管理する沖端川において2か所の堤防が決壊し約1800戸の浸水被害が発生するなど、地域の社会経済に大きな影響を及ぼしております。

なお、今回の洪水のピーク流量は、船小屋地点の実績流量で約4000立方メートル毎秒、上流にある日向神ダムの操作を行わなかった場合には、そこでは約4500立方メートル毎秒と推定されております。

3ページをご覧ください。河川整備基本方針の変更の概要です。

現在の矢部川水系河川整備基本方針は、平成19年11月に策定されており、基本高水のピーク流量は、船小屋地点において3500立方メートル毎秒、その内、洪水調節施設により500立方メートル毎秒を調節し、計画高水流量を3000立方メートル毎秒としております。

今回の変更では、基本高水のピーク流量を4500立方メートル毎秒、洪水調節施設による調節量を800立方メートル毎秒、計画高水流量を3700立方メートル毎秒に増やすこととしております。

洪水調節施設については、関係機関と調整し、既存施設日向神ダムの有効活用を図るとともに新たな施設で対応することとしています。

河道については、河道内樹木の最小限の伐開、河道掘削、引堤によって流下能力の向上を図っていくこととしています。

なお河道の掘削に当たっては、良好な河川環境の保全是もちろんのこと、積極的に良好な河川環境の創出に努めることとしています。

また、矢部川の水量については、激しい水争いの歴史から生まれた廻水路。廻水路というのは、水を廻す水路の廻で、回覧板の回にえんによろがついてる、昔から使われてる廻水路です、それから低平地の特性を生かしたクリークなどが存在し、複雑かつ高度な水利慣行が維持されています。これまでも、流量調査や水利用実態の聞き取りなどを行ってきていますが、現時点で正常流量の値を決めることは難しいことから、引き続き諸調査を行い農業用水の利用特性を把握した上で、正常流量を決めることとしています。

それでは、資料1-2をご覧ください。審議結果について報告をいたします。

主に6項目について意見や質問がございました。1番目は流出計算モデル、2番目は、平成24年7月洪水時の堤防決壊と対応について、3番目は、河床材料と河道における土砂移動について、4番目は、河道掘削と環境の調和について、5番目は、正常流量について、6番目は、今後の河川整備基本方針の変更に当たってでございます。

まず、1番目の流出計算モデルについてです。1ページをご覧ください。

1回目の委員会では事務局は、流域定数Pの値を0.58に変更する案を提示していましたが、委員から、既往モデルの設定値である0.6を変える必要はないのではないかという意見がございました。

これに対して事務局は委員会の意見を踏まえた上で、物理学的な観点さらに定数の頑健性等を踏まえ、既往モデルの0.6を踏襲するという判断をされております。結果としては、0.6にしてもほとんど変わらないということで、数値は変わらないということでした。

2つ目は、大きな洪水が発生し実績データが取れたら、モデルを見直すという姿勢なのかという質問がございました。これは、1番目の質問とも関連してまいります。

これに対して事務局からは、大きな洪水が発生し実績データが取れた場合は、モデルの妥当性を検証し、モデルを見直すかどうか個々に判断していくとの回答がありました。この洪水は既往最大洪水でしたので、これについて検討したということでもあります。

次に洪水時の堤防決壊と対応について、これに対しての質疑でございます。平成24年7月洪水時に、内岸側で堤防決壊が起きたのはなぜかという質問がありました。通常、洪水では外岸側が堤防決壊が多いといわれているので、今回は内岸側で堤防決壊が起きたの

はなぜかという質問でした。

これに対して事務局からは、平成24年8月2日に矢部川堤防検討委員会を設置してその要因の究明を行った結果、堤防決壊箇所では、洪水時の水位が計画高水位を約1.1メートル超過し、5時間以上、計画高水を超えていたこと、堤防の基礎地盤には、水を浸透しやすい砂の層が河岸から堤内地、これは人の住んでいるところですが、堤内地まで連続して存在していたことなどから、基礎地盤からパイピング、水がパイプのようになっているところを水が通過するパイピングによって堤防が決壊したと判断されたとの回答がありました。

続いて、矢部川の堤防決壊を踏まえた対応は、どのように考えているのかという質問がございました。これに対して事務局から、矢部川においては、遮水矢板の設置など、堤防の質的対策を実施するとし、さらに全国109水系を対象として緊急点検を実施し、順次対策を進めているとの回答がありました。また、堤防の基礎地盤に存在する小規模な砂の層の存在を効率よく把握するための調査の方法や、その適用性、コスト、留意点等について検討していくとの回答がありました。

次の河床材料と河道における土砂移動についてであります。2ページをご覧ください。

シルトや粘土、ガタ土の堆積のみを主張しておりましたが、それですと、矢部川から有明海に砂が供給されていないとの誤解を受けるおそれがあるので、現地を十分に調査し正しい情報を発信するようという意見がありました。これは、現在、有明海の問題で、九州の川から砂分があまり出てないのではないのかという議論が行われて、いろいろ調査も行われているという経過もありましたので、こういう質問でした。

事務局としては、平成26年4月にサンプリング調査を実施し、河床堆積物に砂や礫が含まれていることを確認しており、今後とも河床変動や河床材料を適切に把握し、河道内における土砂移動の定量的な把握に努めていくとしております。具体的には、砂は相当量出ているということが、追加調査で明らかになったということです。

次に河道掘削と環境の調和についてです。3ページをご覧ください。

治水対策として河道掘削を行うが、環境の保全だけでなく、積極的に良好な環境を創出してほしいとの趣旨のご意見が複数ございました。

これに対し事務局は、河道掘削等に当たっては、水域と陸域の連続性の再生、水際部の多様な環境の再生、干潟の再生など、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・創出に努めていくとし、これを本文に反映されております。

次に正常流量についてです。3ページの下段をご覧ください。

正常流量の設定に向けて、見通しはどうかという質問がございました。今回は、正常流量の設定ができなかったということで、こういう質問でした。

これに対して事務局は、水利用の実態解明は容易ではなく、かなりの年数を覚悟しなければならない。現段階でめどを示すのは難しい。引き続き、流量調査・環境調査等、河川や流域における諸調査を継続し、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性を把握し

ていくと回答しております。

最後に、今後の河川整備基本方針の変更に当たってであります。4ページをご覧ください。

河川整備の変更について、社会経済の状況、下水道と河川の関係、水資源の問題、都市と河川の問題など、河川を取り巻く状況が大きく変わっていることを踏まえて、背景も含めて大所高所からの方針を示すことが必要ではないかとの意見がありました。

これに対して事務局からは、土地利用や地域社会が変わっていく中で河川がどうあるべきか、治水がどうあるべきかを考えていかねばならないし、大きな課題であると認識しています。河川だけでなく、流域地域、都市とのかかわりを踏まえた河川整備、河川整備基本方針のあり方について考えていきたいという回答がありました。

以上のような議論の結果をとりまとめて、矢部川水系河川整備基本方針の変更案が作成されております。矢部川水系河川整備基本方針の変更案については、具体的には資料の1 - 3です。変更箇所についての対比表は資料1 - 4です。

それでは、ただいま報告させていただきました件につきまして、ご意見、ご質問などございましたら、ご発言をお願いします。初めに各委員の方からご意見等をいただいた上、その後、福岡県の方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

はい、どうぞ。〇〇委員。

【〇〇委員】 私、小委員会のメンバーでありながら、ちょっと仕事が重なりまして出席できなかったことを、まずおわびします。

それから、本日説明をいただきましたところで気がついたところですけども、小委員会の中でも、議論された「モデルの頑健性」という言葉と、実際に起こってしまった現象を今後、基本方針の中でどんなふうに見ていくかというのは、非常に大きな問題だと、私も認識しています。

その中で、今回のお話で、いわゆる確率年、リターン・ピリオドの話がほとんど出なかったのが気になりました。

河川整備計画は、それぞれの地域ごとにいろんな考え方があっていいと思うのですが、基本方針は、全国横並びが基本的なスタンダードだというふうに感じていました。例えば大都市圏の周辺では200分の1であるとか、200年に1度とか、あるいは都道府県の県庁のあるところでは150分の1とか、そういうふうな横並びで見るときに、確率年というのは大体の水準というものを示してると思います。矢部川でこういう大きい洪水が出た時に、確率年としての見方がどうしておかしかったのか、それは、一番最後の質問とも関係するんですけども、気候変動等で様子が変わったのかとか土地利用の仕方でも流出率が変わったのだとかいうふうな話も含めて、われわれが想定すべき規模として、どういうふうな位置づけとして今回の大きな規模のものを見られたのか、その辺の議論はなかったんでしょうか。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。それでは、事務局から答えていただきます。

【事務局】 はい。今、〇〇委員からのご質問の件でございますけども。今回、矢部川では、既往最高水位という出水でございましたけども、おっしゃるとおり、基本方針につきましては、全国の河川のバランスを見ながら、策定をしているところでございまして、矢部川につきましては、従来の100年確率ということで基本方針を策定しておりました。

今回19年に策定されました基本高水を超えるような出水があったわけでございますけども、その後のデータ、今回の出水のデータ等も加えまして、再度、雨量データ、流量データについて再検証を進めました。

その結果、今回の出水の流量につきましては、一応、各種手法をいろいろやりながら検討するわけでございますけども、ある程度幅を持って100分の1というようなものをわれわれ見ていくんですけども、その範囲といいますか、レンジの中に収まってございましたので、そういう形でこの流量を採用いたしまして、矢部川の安全度は、これで100分の1が確保できると、そういう判断に至って変更したということでございます。

【分科会長】 どうぞお願いします。

【〇〇委員】 今回の災害といいますか、豪雨が出現したから、いわゆる統計的な母集団が変わって、それを含めて見れば、納得できる100分の1であったという説明だったと思います。

そういうことだということは理解できるのですが、先ほど出てきた「モデルの頑健性」という言葉からすると、100分の1の大きな雨として、こういうものが出現する可能性を出現する前から想像できなかったのかというところを、これから気候変動とかあるいは偶然の中で様々な大きな外力のあるところで、この川ということだけではなくて少し検討していただけたらいいかなと思います。

大きな災害が出るたびに、その災害を含めればこれまでの基準どおりの確率的水準だというふうな判断が出るのは分からないわけではありません。どなたがおっしゃったのかは分かりませんが、確率的な考え方のモデルが頑健であるということは、そういうものも込みで、ある程度統計的な推計ができるということは大事なことだと思いますので、今後、特にこの時代ですので、少し検討されたらどうかなという希望も含めて発言させていただきました。ありがとうございました。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。

ただいまの件は、おそらく、もう1つ、後で委員会の例で出てまいりますけれども、気候変動に係る治水計画の中で相当議論すべきものになっておりますので、辻本委員の言われたことは、その中でも十分議論されることになってますので。超過洪水対策との関係も含めて議論されることになって、また。

ありがとうございました。ほかには、いかがでしょうか。

最後に議論したものが、この中にありますけども、社会が相当変わっていると。九州の矢部川では、こういうことの改定だったんですが、今のお話も含めて、今後、いろんな社会経済状況の変化とか気候の状況の変化とか都市と川との問題、いろんな問題が関係してく

るので、基本方針ができたから、それでずっとそれが行けるのだと、量的なものは多分、行けるんでしょうけど、社会が変わることについて、基本的に川はどうあるべきかというのは、やっぱり常に見直していくというか、考えることが必要だという意味で最後の議論もあって、これにつきましては委員会で相当議論されたということをお伝えしておきたいと思います。

よろしいでしょうか。小委員会委員でもある〇〇委員、何か補足事項ありますでしょうか。

【〇〇委員】 従前から入っておったんですけど、今回新たに強く、「環境保全・創出」という表現を出したということがあると思います。

それから、さっき〇〇さんのおっしゃったことについては、その他の項目の進め方のところでも、こういった治水計画の策定にあって、そういった視野、視点を入れる形で検討されるべきではとの意見があったと思います。

それからモデルの頑健性にあっては、出水、データが入るたびに再現性をはかるためにモデルパラメータが可変になるという、そういう仕組みではなしに、ある規模の大きい出水、未経験なすごいやつが入ってきても、モデルパラメータがそう動かないような、そういう形のもので頑健性が確保できるようにすべきだということも含めて言っていたと思います。

【分科会長】 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、福岡県のほうから、どうぞよろしくお願いします。

【〇〇委員代理】 はい。福岡県の〇〇と申します。

本日は、矢部川水系に係る河川整備基本方針の変更につきまして、本分科会また、それに関しまして小委員会ご審議、誠にありがとうございます。

矢部川水系、矢部川流域では、平成24年の7月の梅雨前線豪雨によりましての矢部川、また本県が管理します沖端川が堤防決壊しております。広く浸水しまして激甚な災害に見舞われたわけでございます。

この基準地点である船小屋で、現河川整備基本方針の計画流量を大きく上回る流量であったことから、本県では、矢部川流域の安全性を確保する上で河川整備基本方針の見直しが必要であるというふうに考えまして、発生直後から、当県の小川知事のほうから国土交通大臣のほうに、その要望を行ってまいったところでございます。

今回、矢部川水系の河川整備基本方針の変更を早期にご検討をいただいたことにつきまして、国土交通省の皆様方、また委員の先生方、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

今後、直轄管理区間の河川整備計画の変更についてもご検討されると考えておりますけれども、本県が管理いたしております指定区間の整備計画と整合していただきますとともに、治水面を強化しました河川整備計画を早期に策定をしていただけたらと考えております。

また、委員からのご発言ありましたけれども、矢部川は豊かな自然が残る河川でございま

すので、治水、利水、環境のバランスがとれた整備計画となりますよう、お願いを申し上げます。

最後に、小委員会でもご説明がありましたとおり、この豪雨を契機といたしまして、国が直轄管理区間におきまして激甚災害対策特別緊急事業、河川大規模災害関連事業、これを行ってございます。今後とも、流域の治水安全度向上のために、これらの事業の着実な推進をお願いさせていただきますとともに、本県が実施しております沖端川激特事業、矢部川上流の改良復旧事業につきましても、財政上その他のご指導、ご支援をお願いいたしますとともに、今までのご指導、ご支援に感謝を申し上げます。今回の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

大体、皆様のご意見をいただいたということで、皆様にお諮りしたいと思います。ただいまご審議いただきました矢部川水系に係る河川整備基本方針の変更につきましては、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

それでは次の審議事項、河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてでございます。本件は、本年3月19日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、4月24日付で同会長から河川分科会分科会長に付託されたものであります。それでは、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** ○○でございます。ご説明させていただきます。

資料2-1と2-2でございますが、まず、右肩に参考資料と書かれた資料2-2からご説明をさせていただきたいと思います。

この一級河川の指定等についてご審議をいただく前に、まずこの分科会でご意見をお聞きする一級河川の指定の視点等につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。上の囲みのところをご覧いただきます。現行の河川法は昭和39年に制定されてございますけれども、水系を一貫して総合的に管理を行うということとされてるところでございます。河川の重要度に応じまして、国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として、一級水系というものを政令で指定をいたしました。その中で河川法上の河川として管理する区間を、国土交通大臣が一級河川として指定をするという仕組みになっているところでございます。それ以外に、知事が指定します二級河川その他があるというところでございます。

一級水系の指定の基準につきましては、下3分の2ほどに囲みがございますけれども、省令におきまして基準が書いてございます。幾つか書いてございますけれども、左上のほうからご覧いただきますと、流域面積ですとか、あるいはその下、想定氾濫区域内の面積、あるいは、人口などなど、幾つかの基準が省令において定められてるところでございます。

2ページをご覧いただきますと、河川法の4条を載せておりますけれども、そこに今

ご説明した内容が、4条の第1項に規定をされてるところでございます。

3ページをご覧ください。現在、全国で109の水系が、一級水系という形で政令で指定をされておるというところがございます。

それから4ページでございます。上のほうをご覧ください。一級河川は、河川管理者は国土交通大臣でございますけれども、そこが2つ枝分かれしてございます。その中でも、大臣が直轄で管理をする区間と、一部の管理事務を都道府県知事又は指定都市の長に行わせる指定区間に分かれているということでございます。

今ご説明した国と地方の役割みたいなものを、5ページにポンチ絵模式図で書いたものがございますけれども、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それから6ページから11ページにかけては、関連する事項といたしまして道路あるいは港湾の指定の手続、あるいは9ページからは一級河川に指定された場合の効果などについての記載をさせていただいておりますが、本日は説明は省略はさせていただきたいと思っております。

少し飛びまして12ページをご覧ください。一級河川指定の流れというものに記載をさせていただいております。3つ目の囲みをご覧くださいと、「各省協議・関係都道府県への意見照会」書いてございますけれども、その下に、社会資本整備審議会への意見聴取というものが規定されてございます。

最後といたしましては、官報において一級河川の指定を告示するという形になってるところでございます。本分科会にお聴きするのは下から2つ目の枠、審議会への意見聴取というところでございます。

13ページをご覧くださいと、「一級河川指定の視点」と書いてございます。どのようなものを一級河川として指定しているかということでございます。一級水系、先ほど109指定されているというふうに申し上げましたけれども、それに係る河川の区間の内、一級河川として他の区間、他の一級河川と一体として管理する必要がある区間につきまして、次の1から5のいずれかに該当するものを一級河川として指定するというところでございます。

こういった一級河川指定の視点につきましては、昨年の本分科会におきましても、説明してご確認をいただいております。今回ご審議いただく河川指定も、これらの視点に基づいて行っているというものでございます。

5つございますけれども、1が、河川整備の必要があることという視点でございます。2が利水の視点でございます。3が河川環境の整備、保全の視点。4が、1から3に関連をいたしましてのダム等の施設の管理の視点。5が若干毛色が違いますが、その他でございますが、既に指定済みの河川において、流路の変更等の事情によりまして、上下流端の変更などが生ずるものということになってるところでございます。

現在109水系の大枠の中で、一級河川の指定について1万4000河川指定されております。総延長は8万8000キロが指定をされてるところでございます。

われてる。その中で、この分科会で議論をいただきます毎年の河川指定、一級河川の指定につきましては、若干の区間を追加的に指定するとか一部を変更するという形での変更という形もございますし、13ページで申し上げますと、5の例というものも多いというのが実態ということでございます。

資料2-1のほうに戻っていただきまして、今回議論いただきます一級河川指定の内容についてご説明をさせていただきます。

改めて河川法の4条を載せておりますけれども、第3項を赤くしてございますけれども、この分科会で議論をするという根拠条文が3項でございます。なお、今回河川指定をご議論いただく5水系5河川につきましては、関係行政機関の長及び関係府県知事からは支障がない旨の回答をいただいているということでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。審議会への諮問文と、右側が分科会への付託文の写しを載せてるところでございます。

3、4ページは、ちょっと見開きの形でご覧をいただければと思いますけれども、今回ご議論いただく河川指定等の概要でございます。3ページの黄色いところをご覧いただければと思いますけれども、今回の河川は5水系で5河川、全体で5.3キロの延長が延びるという形での指定になってございます。4ページは、全国の位置図になってるところでございます。

それから5ページに、今回の指定の一覧表がございます。5河川でございますので、6ページ以降、簡単に個別にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず①が、宮城県の鳴瀬川水系の田川の関係でございます。河川指定の概要のところをご覧いただきます。田川におきましては、鳴瀬川総合開発事業におきまして、田川ダムの建設ということが計画されているところがございますけれども、昨年8月にダム検証を行った結果、総合開発事業の田川ダムの建設というもの、それから宮城県域の事業でございます筒砂子ダム建設事業、これを統合して、筒砂子ダム建設の規模の拡大によって田川ダムの建設を中止するという結論が得られたところがございます。田川ダムの影響範囲でなくなった区間について上流端を減らすと、延長を減らすという河川指定変更の手続を行うということでございます。7ページも同様でございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。同じく宮城県の名取川水系の川内沢川放水路というものでございます。

8ページの左側をご覧いただきますと、この川の沿線には、仙台空港ですとか、あるいは9ページをご覧いただきますと、空港へのアクセス鉄道、国道等、公共施設が集中しているところがございます。平成6年9月の豪雨で甚大な被害が生じたところございまして、9ページに青い太線で書いてございます川内沢川放水路の整備が平成7年度より整備が行われてきて、洪水を、増田川というところに流下させる対策が行われたところがございます。当該放水路が25年度に完成したことから、今回、この放水路を一級河川として指定するというものでございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。これは秋田県の子吉川水系の桂川ということでございます。子吉川の支川でございます芋川さらにその支川であります桂川でございますけれども、この流域、平成10年8月の洪水を機に、桂川の下流域での築堤ですとか、ここにごじます放水路の整備、それから放水路の分派点から上流の拡幅等の改修が行われてきたところでございます。11ページをご覧いただきますと、真ん中を通ります黒い線がJR羽越本線でございます、平成26年度から羽越本線との交差箇所の上流区間での改修に着手するというので、その整備に必要となる区間を、河川上流端を変更するというものでございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。岐阜県の本曾川水系加納川というものでございます。12ページ左側を見ていただきますと、加納川の下流域に水門川というのがございますけれども、水門川流域で、浸水被害が頻発してる地域でございまして、治水対策が行われているところでございます。その一環として、加納川の上流で調整池を整備する計画があるわけでございますけれども、用地取得の難航によりまして、調整池の設置箇所をより加納川の上流に変更するという事になったということで、その整備に、平成26年度から着手をするということでございます。その必要となる区間について、同じく上流端を変更するというのでございます。

それから、14ページをご覧いただきたいとございます。京都府の淀川水系の大井手川というものでございます。こちらは、関西学研都市の建設計画に基づいて行われております区画整理事業の施行に伴いまして、15ページのところをご覧いただければと思いますけれども、黄色いところが現行の河川でございます。それを水色の形に直線にするという形で治水機能の向上を図るための工事が行われてきて、25年度に付替え工事が完成したということで、その区間の変更を行うというものでございます。

最後16ページが、今回ご説明いたしました①から⑤が、一級河川指定の先ほど資料2-2で、ここでご説明しました河川指定の指定のどれに該当するかということでございます。②から④につきましては、河川整備の必要から指定するもの、それから①と⑤につきましては、5のその他ということでございますけれども、流路の変更等によって上流端の変更をするものというものでございます。

最後17ページに、今回の河川指定を行った場合の告示の案を記載しているところでございます。

説明は駆け足でございましたけれども、以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願いたします。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 じゃあ、ちょっと私から。

【分科会長】 はい、どうぞよろしくお願いたします。

【〇〇委員】 一級河川の指定のときに、それが直轄管理区間か指定区間かというふうなことは、この手続の中ではやらないんでしょうか。一級河川になったからといって、ある部分は直轄だし、ある部分は県管理ということがあるし、今回も県管理の部分が多いですね。直轄か指定区間かというのは、どの段階で決められるのでしょうか。

【分科会長】 じゃあ、事務局、お願いします。

【事務局】 直轄か指定区間かの違いにつきましては、資料2-2の4ページでご説明させていただきましたけれども、今回行いますのは一級河川指定ということで、直轄区間か指定区間、要は、指定区間に指定するかについては、この一級河川指定が審議された後に次の段階で、あるいは同時並行といいたいまいしょうか、それは審議会の意見をという形ではなくて、行政内部のほうで手続を進めるという形になってるところでございます。

【分科会長】 もうちょっと分かりやすくお話をいただければ。

【事務局】 ちょっと条文を付けておらないんでございますけれども、河川法の第9条に規定がございまして、一級河川の内、指定区間を指定するという手続が、河川法の第9条に規定がございまして、これにつきましては、一級河川の存する部分の都道府県を統括する都道府県知事に管理を行わせるということにつきまして、これは関係都道府県知事の意見を聞いた上で国土交通大臣が指定をするという手続になってるところでございます。その場合には、社会資本整備審議会の意見を聞くという手続はとられていないというところでございます。

【〇〇委員】 同時に区間指定するけれども、審議会という手続を踏まないということですね。

【事務局】 ちょっと同時という言い方は適切じゃなかったかもしれませんが、一級河川の指定が終わりましたら、ただちにその手続も行政内で、今申し上げたような手続をしていくということになります。

【〇〇委員】 分かりました。ありがとうございます。

【分科会長】 ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。〇〇先生から前の分科会で、ご意見が出て、それに対していろいろ事務局は整理されて、そして、それに基づいて議論を進めています。

県のほうから国に対してどういう形で出てくるんですか。教えてほしいんですが、もう、これに決まりましたというか、議論してくださいって出てくるんですか。いろんな議論もあったということも、それなりに問題によっては議論を受けてやられてるわけですかね。その辺の背景も教えていただければと思います。

【事務局】 先ほど申し上げましたように、一級河川の指定、相当程度、延長で申し上げると8万8000キロという形でもされてございます。毎年の指定につきましては、当然、直轄でやる区間もございまして、また都道府県知事が指定区間として事業を行う箇所等ございまして、それぞれ必要性が生じたところを、整備局がまず県にヒアリングをして、次年度以降、事業を予定するというような箇所についてヒアリングをさせていただく。

それを本省のほうで吸い上げて、関係機関との調整をした上で、この審議会にお諮りするという形になってるところでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、付議条件に対する当分科会の結論を出したいと思えます。ただいまご審議いただきました河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、当分科会として適当と認めることといたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

次の審議事項は、津波浸水想定について、静岡県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県及び大分県等の津波浸水想定についてでございます。

本件は、本年4月8日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、4月24日付で、当会長から河川分科会会長に付託されたものであります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○○でございます。座ってご説明をさせていただきます。

資料3-1、3-2、3-3、3-28を用いてご説明をさせていただきます。まず、資料3-1をご覧ください。

1ページ目、2ページ目でございますけれども、津波防災地域づくりに関する法律の概要でございます。この法律では、都道府県知事が津波の浸水想定というものを設定し、それに基づいて市町村が推進計画を作成するとか、また都道府県知事が津波災害警戒区域を指定するといった法律になってございます。

その中で津波浸水想定を設定する場合でございますけれども、1ページ目の右肩に赤く枠がけをしておりますが、法律の第8条の4、5に、まず都道府県知事は津波浸水想定を設定したときには、国土交通大臣に報告をするということになってございます。その報告を受けた国土交通大臣は、社会資本整備審議会の意見を聞くものとして、必要があると認めるときには、都道府県知事に対して必要な勧告をすることができるという形になってございます。

2ページ目は、その法律のフロー図になってございます。

3ページ目でございます。今、津波浸水想定の設定状況でございますけれども、17府県において設定公表済みということになってございます。上の5つの県につきましては、前回までに審議をいただいております。今回は、熊本県から長崎県に至る表でいきますと、赤い色をつけております12府県についてご審議をいただくということでございます。

12府県すべてを説明するのではなく、代表的な静岡県について設定の手続をご説明させていただきます、残りの11府県については、資料3-2の総括表でご説明をさせていただきます。

4ページ目でございますけれども、静岡県の津波浸水想定の設定でございますが、まず静岡県につきましては、海岸線が約506キロということでございます。その内の中で、

今回は伊東から熱海にかかる相模トラフの地震で決まるところを除いた447キロについて設定をしているということでございます。西のほうから遠州灘、それから駿河湾、それから伊豆半島沿岸ということで、この地域について設定をさせていただいてございます。

5ページ目でございますけれども、静岡県の津波浸水想定の設定のため、過去に発生した津波の整理をさせていただいております。東海、東南海、南海トラフ等において起こった地震についてまとめさせていただいております。

今回、最大クラスの津波を引き起こす断層モデルとしては、6ページ目でございますように、内閣府が発表しております南海トラフ巨大地震モデルの検討会で出ておりますマグニチュード9.1というものの各ケースを用いて、設定を行っているところでございます。断層モデルは、これを使用させていただいているということでございます。

7ページ目でございますけれども、断層モデルで津波の計算をさせていただいておりますが、地上部での施設の条件をどのように決めているかというのが、7ページ目の③各施設の条件設定ということでございますが、防潮堤、海岸堤防それから護岸等の状況につきましては、液状化の危険調査であるとか堤防の耐震化調査をしているか、していないかということで判断をし、調査をしていれば、その調査に基づいて、地震動に対し、沈下するか、しないかを評価をさせていただいております。仮にそういう調査がない場合については、基本的には、すべて地震と同時に倒壊するか、もしくは堤防が75%沈下するかというようなことを条件で計算をさせていただいております。

このような計算条件で計算をした結果が、④で書いてございますように、浸水域と浸水深について、法定でこのような図面で公表をすることになってございます。

これ以外にも、8ページ目でございますけれども、参考事項として、津波の影響開始時間であるとか最大津波の到達時間であるとか最大津波の水位等々について、各県について発表がなされているというところでございます。

これは、静岡県を用いまして設定の手順と公表の内容というのをご説明させていただきましたが、具体的に各県から国土交通大臣に報告された資料は、お手元の分厚いファイルの資料4から27で報告を受けております。これをまとめているのが、資料の3-2で、熊本県から長崎県までの12府県分をまとめさせていただいております。

まず1ページ目、2ページ目、3ページ目につきましては、各県が用いている断層モデル、何を用いているかということでございますが、今回は基本的に南海トラフ沿岸域ということでございますので、基本的には、内閣府が出しております断層モデルというものを活用しているということでございます。

熊本県それから広島県、山口県、大分県、長崎県につきましては、独自の各県の近傍で起きる断層モデルも独自モデルとして計算をし、そのほうが大きくなれば、そちらのほうの浸水域を使っているというような状況でございます。

4ページ目以降が、先ほどの影響開始時間から浸水面積等について、まとめているもの

でございます。図面につきましては、先ほどの報告資料、お手元の分厚いファイルの中にすべて載っているという形でございます。

この中で見ていただきますと、例えば4ページ目の浸水面積のところですけれども、内閣府の公表のものと今回浸水面積を出しているものというものが、非常に大きく変わっているものがございます。この原因は、内閣府の場合は、堤防は破壊しないという形で計算しておりますが、今回の津波浸水想定では、地震が起こったときに防潮堤等がどういう状況になるかということ踏まえた計算をしており、特にゼロメートル地帯みたいなところを抱えているところにつきましては、そのような条件を踏まえて、浸水面積が大幅に増えるというような形になってございます。

また特徴的なところでございますと、5ページ目を見ていただきますと、例えば和歌山県は、津波到達時間というのが3分ということで、地震が起こってから到達するまでの時間が極めて短い時間で来てしまうということで、このようなところにつきましては、県でこれから検討していく避難計画であるとか、そのようなところに、このような情報をしっかり生かしていくことが必要であるということでございます。

資料3-3をご覧ください。前回のこの場でも、いろいろな情報がいろいろなところから出ているが、それについてはしっかり、必要なものについては各県、国のほうで統一して指導して出していただければどうかというような指摘がありましたので、まとめさせていただいております。必須と書かれているのは、これは法定事項ですので、必ず公表されることとなります。独自というところについて、まとめさせていただいております。

ここに記載されている事項以外にも、陸域の津波の遡上時間であるとか市町村別の浸水面積等についても各府県が独自に公表されておりますが、ここに記載させていただいているものは、国としても公表していったらどうかということで考えているものです。今回報告があった12府県は、赤く枠囲いをしてる熊本県から長崎県でございます。

その中でも、例えば熊本県の中で、津波の影響開始時間から到達時間がないというようなところがございます。ここについては、例えば熊本の場合ですと干拓堤防でつかるところが多いということで、これは、津波が来る前に、地震が起きた瞬間に堤防がなくなって浸水が始まるということでいくと、逃げることを考えれば、そういう到達時間とか影響開始時間ではなくて、津波が起きたら、地震が起きたらすぐ逃げなきゃいけないということで、逆に出すことによって誤解を招くようなところについては、各県、様々な考慮をされて出されていないものもあるということでございます。

以上が、今日ご審議いただく津波浸水想定12府県分の概要のご説明でございます。

続いて資料3-28で、浸水想定設定に係る課題と、今後それを使ってどのような取り組みが進んでいるかということについて、ご説明をさせていただきます。

資料3-28でございますけれども、まず浸水想定取り組みについては、今ご説明させていただいたとおり、17府県で設定がされてるということでございます。このような中で、隣県との調整であるとか国として見ておかなきゃいけないものというようなことで、

全体を10ブロックに分けて、各県が調整できるようなブロック会議というものを行いな  
がら進めているところでございます。

そのような中で、2ページ目で今現在、設定されてるところを見ていただきますと、こ  
の赤く色づけしているところが既に公表されているところですが、南海トラフ沿いでいきま  
すと、三重県、愛知県というようなところが、まだ未公表であり、また、相模トラフ、首  
都直下というようなところについては、伊豆半島の伊東から北側、それから神奈川県、東  
京都、千葉県というようなところについては、今年の12月19日に内閣府で断層モデル  
が公表されたということで、今、鋭意作業を進めているというところでございます。

また東北の太平洋、被災3県のところにつきましては、今、鋭意、最大クラスも考えた  
上でのまちづくりが進んでいるということですので、ここについては、まだ設定の作業は  
行われていないところでございます。

また大きな問題としては、日本海側については、内閣府等の国から断層モデルが示されて  
いないということで、まだ未設定ということになってございます。

3ページ目、4ページ目でございますが、ここにつきましては、国交省それから文科省、  
内閣府で共同して、日本海側の断層モデルを発表するような形で、今、作業を進めている  
というところでございます。

5ページ目でございますけれども、推進計画の策定状況がどうかということございま  
すが、今、静岡県焼津市、浜松市におきまして、全国で第1号、第2号ということで推  
進計画の作成がなされているところでございます。

6ページ目、7ページ目は、その各推進計画の概要でございますが、各ほかの地域にお  
いても、例えば8ページ目でございますが、宮崎県におきましては、沿岸市町村でしっか  
りこの推進計画ができるようにということで、県それから地方整備局、沿岸市町村が集ま  
って連絡会を作り、作成の作業を進めているというようなことでございます。

9ページ目でございますけれども、津波災害警戒区域の指定状況はどうかということござ  
いますが、これにつきましては、徳島県で、全国初ということで津波災害警戒区域の指  
定がなされているということでございます。

このような形で、区域とそれから10mメッシュの基準水位というものが表されていて、  
避難場所の高さをどこまで持って行くかというようなことにつきましては、これを見てし  
っかり進めていくことができるということでございます。

10ページ目が、同様に、静岡県におきましても津波災害警戒区域を設定するという検  
討会が開かれ、今年度中に手引きを作成し、整った市町村から順次指定をしていきたいと  
いうふうに静岡県は考えているということでございます。

今後の津波防災地域づくりの取り組みでございますが、11ページ目は、先ほどご説明  
した津波浸水想定の設定の状況の現状と取り組み、また12ページ目は、推進計画につい  
て今はどうなっているかということ、それから、津波災害警戒区域等の指定についてもど  
うなっているかということについて、現状と今後の取り組みというものをまとめさせてい

ただいております。

どちらにいたしましても、意見交換会、ブロック会議、またマニュアル等を作るというようなことを積極的に国としてもさせていただきまして、この取り組みが進むように進めてまいりたいと考えてございます。

説明は、以上とさせていただきます。

【分科会長】 はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等いただきます。それじゃあ、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 まだこれ今、今後の取り組みというのが書いてあるぐらいですから、今現在検討なさってる途中というか、全部もう終わったというわけじゃないですね。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 だと思っんですけど、大体のマイルストーンとしては、大体どこまでやったら、まあいいかっていうところまで来るんですか。今で大体どのぐらいの検討が終わってるのかという、ちょっと言い方は難しいかもしれませんが、最低ここまでは検討しなきゃいけないだろうというところを10としたら、今大体どのぐらいまで来てるのかということと、それが一体いつ、じゃあ大体のところ、そこの一応のところまで行くのかっていうのは、どうなってるんでしょうか。

【事務局】 はい、ありがとうございます。

【〇〇委員】 もう1つあるんですけど、今これが1個目。

【事務局】 はい。まず、浸水想定の設定ということが、これについては、海がある34都道府県について設定をしていたということでございますが、太平洋側については、基本的に断層モデルというのがすべて出そろっておりますので、なるべく早期にといいますか、今年度中になるべくできるような形で考えていきたいと。ただ被災3県については、また別の取扱いで考えていければと思っております。

日本海側については、先ほどご説明をさせていただいたように、国での断層モデルを今検討しております、それを早急に出していくということで検討会を進めているところでございます。断層モデルができた後、各県がその断層モデルを活用して浸水想定を作っていくということになるので、若干時間が、来年度等ぐらいまでかかるのではないかと思っております。

その後、どういう状況になるかということでございますけれども、浸水想定が出た後は、推進計画の作成、津波災害警戒区域等の指定をしていくということになります、まず資料でいきますと資料の3-1の13ページ目に津波災害警戒区域、14ページに津波災害特別警戒区域というものがございます。

津波災害警戒区域については、避難計画を立てるとか、そういう土地利用規制がかからない状況のものですが、ここについては、やはり津波がどこまで来て、それについて、どう避難をしていくかということについては、関係都道府県すべてのところで、この警戒区

域についてはかけていただきたいなというふうに国としては考えているところでございます。

ただ、ご説明させていただいたように、まだ取り組みが始まったところで、徳島県だけが今設定されているという状況でございますので、予想として大体いつごろまでにというタイムスパンを、ちょっと持ち合わせている状況ではございません。

それと、もう1つ推進計画でございますけれども、推進計画についても、浸水想定ができて、ようやく静岡県の中で焼津市それから浜松市で、ようやく第1号、第2号というのができ上がってきているということでございます。浸水想定ができ上がった後に進んでいるということでございますので、かなりのスピードでこの2市についてはやっていただいているという理解をしておりますけれども、今後、同様に推進計画について、しっかり各市町村において作っていただきたいというふうに考えておりますけれども、ここについても、いつまでにという目安を今持ち合わせておりませんが、先ほどご説明させていただきましたように、国としても、その設定に資するようなワークショップであるとか事例集であるとかというものを積極的に出して、これをやることのメリットなりということについてご説明をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

【〇〇委員】 何かこういうところは割と多くの人に関心を持つところだと思うんで、何かもうちょっとスピード感が出るような印象を与えるというか、印象だけじゃ困るんだけど、何かもうちょっと早く検討したほうがいいかなっていう気がするのと、やっぱり、どの辺までにどうしようというのを決めたほうがいいんじゃないかと思えますけどね。

そういうことができないんだったら、やっぱり途中過程でも、できる限りの情報をオープンデータとして、こういうものこそやっぱりオープンにして、どういうふうにするかの検討が進んでるのかというのを、できるだけ速やかに公表するようにしたほうがいいんじゃないかと思えます。

慎重にいろんな人の意見を聞こうとすると、なかなかワークショップを開くとか何とかをしてとか、いろんな人の意見を聞いてということになっちゃうんでしょうけど、何年か先とかっていうと、ちょっとやっぱり、今のいろんな情勢を考えると、何かもうちょっとスピード感があってもいいのかなという気が、私としては思いますが。

以上です。

【分科会長】 ほかに。どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

どうもありがとうございます、ご説明いただきまして。

この件は審議事項に入ってるわけですね。審議すべきことは、こういう想定でいいでしょうかということ審議するのかどうかというところだけ、まず、ちょっと教えていただきたいんですけど。

【分科会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 はい。審議事項になっているのは浸水想定の設定のところでございます。こ

れについては、法律上は各県、都道府県知事が設定するという事になってございますけれども、例えば静岡県と隣県の愛知県の接続部で全然違うモデルを使っていて違う浸水想定になっているというようなことについては、非常に全体的な防災計画としても課題があるということですので、そこについては私どもとしても、まず断層モデルに大きな食い違いがないかというようなこと、それから、施設の崩壊状況とか設定状況に大きく違いがないかということを確認させていただいております。

先ほど資料の3 - 2でまとめさせていただいたように、大きく各県で不整合があるというような状況ではないと考えております。

【〇〇委員】 そのこのところを見てくださいという意味ですね、この審議の過程は。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 それで、国としてというか、霞が関でこれをやることの意義という意味で申し上げて、そこにどう取り組まれるかということを質問しようと思ってるんですけども。

東日本大震災以外についても、防潮堤の整備とまちづくりの姿、形については、いろんな論議がありますね。

岩手県について、全海岸について調べてみたんですけども、計算で出てくる数値と防潮堤の整備高は、一致してるとこももちろんいっぱいあるんですけども、一致させてないところも幾つかありましてね。これは地元、漁業上の使い方であるとか、観光上海岸を使いたいから、もう少し低くしようねとか、あるいは、前からないんだから、ないままにしよう、こういうのが岩手県はあるんですね。

それで一方で宮城県は、そういうことでも必ずしもないというのは、いろいろあるんですが、今回も拝見して見ると、例えば1、1つの側面で言うと、隣同士の広島県と岡山県で、さっきあったように、震源をどういうふうに、別のものを仮定してるか次第なんでしょうけども、結果的に津波影響開始時間が同じくプラスマイナス20センチなんだけども、片っぱは0分で、片っぱは116分というようなことについては、想定が違うんだから結果が違って当然という面もありますけども、どうかなっていう面もないことはない。

一方で断層の仮定なんだけれども、現場で言うと、これ仮定して計算すると、金科玉条のごとく、そのシミュレーションは、もう神様が決めたかのような扱いを受けるんですね。実際はこんなもの、また違う地震が起これば、また変えられちゃうんだから、これ自身が誤差を持つてる話であって。

したがって、これをあまりにも几帳面に守ったってしょうがないし、それで要するに思考停止になるのはばかげた話で。隣近所の見方を、やり方を見ながら、うちはもうちょっとこうしようかねとか、うちの場合はこうだろうねってという考える糧として違いが見えるほうがいいんですね。

だから何が言いたいかという、せつかくこうやって各県がそれぞれ独自の考え方なり何なりを出してるのであれば、各県民は自分とこしか見る機会は多分ない。だけど、それを隣近所を見合わせることによって、自分たちのやり方がもう少し微調整したいなという

ようなデルファイ法みたいなものが効いてくるのが健全な姿だと思うんですよ。

あと、〇〇先生がおっしゃるとおりスピードも大事なんですけども、ある種の納得と飲み込み感というようなものは、やっぱりやってくる必要があるので、急ぎ決めつつ、それはあくまで暫定値であって、横の近所を並べて見たときにもう1回調整しましょうねみたいなフレキシビリティみたいなものもやっぱり置いときたいし、それを見せるという義務が、僕は国にあるんじゃないかと思うんですね。

そのこのところを、ぜひ期待するところなんですけども、もしその辺、国交省としてお考えのやり方がこれからあれば、教えていただきたいなと思って、発言させていただきました。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。それでは、お願いします。

【事務局】 はい。まず1点目の防潮堤の関係とこの浸水想定、どういう関係になっているのかと、また宮城県、岩手県等々の中で考え方はどうなのかというご質問でございました。

まず防潮堤の高さについては、直接最大クラスの津波ではなくて、L1といわれる比較的浅いところ。

【〇〇委員】 今のは、そういったことではなくて、全体を並べて見せるというのを国交省として、どういうふうに取り組もうとしているか。その辺だけでけっこうです。

【分科会長】 個別にどうこうではなくて、もう少し全体としての考え方ですね。

【事務局】 分かりました。

まず、各県、どうやっているかということについては、まず住民の方に十分示されているかということ、そこが不十分かもしれませんけれども、まず各県同士は情報交換する場を設けておまして、先ほど言ったように、10ブロックのブロック会議をして、毎年情報交換をするというような形で、各県がどうやっているかという意見交換をさせていただいてるということでございます。

それと、住民に対して、ほかの県がどういうことをやっているかということについては、そこはまだ十分出ていないのではないかなと私も推測させていただきますので、そういうことが次の議論に結びつくような形でどう出していけばいいのか等については、もう少し検討させていただいて、しっかり住民の場でも、ほかの県ではこんなことをやっているという情報が少なくとも取れるような状態にはさせていただければと思います。

それと、いろいろ各県がやったもので見直しをしていくのかどうかということですが、これについては、基本的に地震の関係については新たな知見がどんどん出てくるということでございますし、内閣府等で断層モデルの見直しというのも定期的にされるということでございますので、そこについては、基本的にはしっかり見直しをしていくということでございます。あとの県が、新しい情報を使って計算をし直して違う新たな知見が入ったというときには、それをもう一遍、隣の県にフィードバックをしてやっていくということについては十分お話をさせていただいておりますし、そういうふうな形で各県にお話をしていきたいと思っております。

ただ、今は、まず1回目を作っているところなので、なかなか十分、その次の見直しというところまで至っている県はございませんけれども、県の前後の関係の中で、そういう情報は十分お伝えをしながら進めていきたいと思えます。

【〇〇委員】 分かりました。

【分科会長】 僕は、今の〇〇先生、〇〇先生のご意見を聞きながら思ったのは、やってくれるのはいいんだけど、これだけ多くなってきてるから、もうそろそろ理解してもらおうこともやらないと、この委員会だけでいいんだっていても、まずいですね。

それからもう1つは、これは、浸水想定はここでやるけども、推進計画とかは、社会資本整備、計画部会とも関係してきますよね。そういったところでも今のような議論が中에서도出てこなきゃならない、議論もしていかなければならないと思えます。

それじゃあ、〇〇先生。

【〇〇委員】 はい。先走りなのかもしれないんですけど、津波の浸水想定が出てきて、実際に地域に住んでる人が、それをどの程度怖がっているのかとか、ここは実際どの程度浸水するというのかっていうのが本当分りにくいんですよ。外水氾濫の例が分かりやすいんで、外水氾濫は丸ごと町ごとハザードマップというのを国土交通省、あれは助成金の事業になってるのがありますね。やっているとことやってないところがあるんですよ。津波やなんかだと、横浜市の鶴見区はやってるけど、すぐ隣の川崎市はやってないとか。

そこへ行くと、ここは150年に1度の波だと、このくらい来ますよとか、多摩川氾濫してもこんなに来ますとか貼ってあるんですね。そのわきに浸水想定に関する情報があるんですけど、浸水想定に関しては、多分、僕が知ってる横浜市は、ここは地面が何メートルだということしか書いてないんで、何も分かんないんですよ。ここは地面高が3メートルだと言われて安心しているのか、不安になっているのか、分かんないじゃないですか。

場合によっては、津波、津波と言ってるから過剰に津波を恐れていて、実はそこ、150年に1度と言わず、かなりの雨が降ると、その場所2メートル、3メートル水没しますよというところで、水害を恐れず津波を恐れてる地域もいっぱいあるんですよ。

だから僕、こういうことについては国土交通省が、基本的にこういう表示の仕方をしろとか、こういう表示の仕方はしちゃいけないとか、補助金を適切なものには付けるとか、そういうことをやっぱり、浸水想定作業と並行して、どっかでソフト事業としてぜひ進めていただいて、外水氾濫の問題だと、まだどうにもならないし、これに内水氾濫の話が出てくると、もっと分かんないんですよ。住んでる人は何でこういうの、水が来たら困るわけだから、住んでる人の気持ちになって、何か総合的なことを検討を始めていただきたいなと思ってます。

【分科会長】 はい、ありがとうございます。

では、〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】 はい。資料を国のほうで整理していただいて一覧で見せていただいたので、大変よく分かりました。それから、フォローアップの推進計画のほうも、ご説明いただい

たのでよく分かりました。

今後は、市町村が頑張って推進計画を作っていただけるようにということだろうと思うんですけども、こちらのほうは市町村が作るということで、こういう情報を手にはしたものの、なかなか実際にどうやって作ればいいのかということで皆さん苦勞をされていると聞いています。

焼津と浜松も、私の聞いた範囲ですと、確か中部地方整備局が中心になって、ここをモデル都市として選定されてやられた作業の中で、割合とこういうふうによく推進計画ができたというような状況があると認識していますので、やっぱり国の支援、特に地方整備局でこれ相当支援をされるということが今後の推進には大事なのかなと思いますので、ぜひ、その辺りを、先ほどの横並びの議論も含めて、国の支援のほうも引き続きどうぞよろしくお願ひしますということです。意見です。

【分科会長】 ほかには、いかがでしょうか。はい、〇〇委員、お願ひします。

【〇〇委員】 河川分科会で審議する内容のポイントは、この浸水想定だということですが、それをベースにいろいろ考えていくことについても、議論がされるのは結構かと思ひます。ただちょっと浸水想定について、内閣府の浸水想定と大きく異なっているところが気になります。これの主な原因は、先ほどのご説明によると、防潮堤等の効果をどう見るかということで、比較的最悪の条件での想定今回の浸水想定だということかどうかがいました。

河川でも、先ほど工事の話が出ましたが、河川のほうも浸水想定をしています。そのときには、河川整備が進むと、このように浸水想定区域は減っていきますよというような議論をしますね。

津波の場合は、防潮堤あるいは、その耐震対策が進むと浸水想定がどう変わるかという議論はされないまま、最大の、最悪の浸水想定のまま、推進計画であるとか警戒地域の特定とかを進めていこうというふうな流れなのでしょうか。

【事務局】 先ほどの1つの破壊条件等をどう考えるかということでございますけども、資料3-1の7ページにございますように、今パターンを3つほどに分けているということでございます。

多くの県は7ページのパターン2ということで、十分に海岸保全施設等の耐震調査がなされていないので、4分の1は残るだろうという過去の結果を基にやっています。

ただ、例えば大阪府のように、しっかり調査が終わっているというところについては、その条件を入れてその強震動を起こさせて、沈下をしないと、破壊をしないとというようなことで計算をしているところもございますので、しっかり耐震補強がなされ、そういう耐震強化がなされれば、浸水想定は減っていくという状況でございます。

あともう1点あるのは、技術的に、越流をしたときに堤防がどうなるかということについて、十分知見が得られてないということがございます。

国土交通省としても、なるべく破壊がしない粘り強い堤防を造っていくということにな

っていますけれども、乗り越えたときにどう考えるかということについては、乗り越えた瞬間に破堤をするという条件で計算をするというマニュアルにもなっているので、そのところについては、乗り越えたときに堤防がどういう状況になるか、粘り強い堤防にしていると、どれぐらいもつかというような知見が入ってくれば、その部分も浸水域の設定の中に効果を入れていくことが可能になると考えておりますけれども、その点については、若干、技術開発なり今後の調査を考えていく必要もあると考えています。

【〇〇委員】 よく分かりましたが、いずれにしても、今回出た各県の浸水想定を審議して、これでけっこうですというよりも、先ほどから何度もいろんな委員がおっしゃっているように、やはり各県でいろんな事情で浸水想定を出して、違いがあるということ認めて、そして各県が互いのものを見ながら、国もある程度指導しながらというふうな背景の中で、なるほど、こういうものが出ましたねということであればいいと思います。ポツポツ出たきたのをそれぞれ、はい、けっこうですというわけではないなという気がしました。その辺、ご注意いただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。はい。

【〇〇委員】 今のご説明だと、いろいろな調査するときの条件が違くと、違ってくるといことなんですけど、それは温度差っていうか、差が出るのは、原因は何ですか。それは例えば地方が、そのそれぞれの地域がやらないからとか、だめだからっていう。だから、終わってるところがあると言いましたね。それと、だめなところもあるって言いましたね。その一番理由は何なんですか。

【事務局】 実態的に、海岸堤防は昭和20年から30年代に造っているという状況になっています。それが50年間ぐらいの時期に入ってきておりますが、その時に耐震調査を十分しているかという、できていないところがあるという。

【〇〇委員】 ということは、それは大変だからっていうこと。そういう調査をずっと今までしてなかったところに関しては、調査をするの自身が例えばお金がないとか、具体的に言うと、そういうことなんですか。何か要するに、大変だっていうことなんですか。

【事務局】 具体的に設計をした後に、次の補強に、耐震補強みたいのところ、しているところについては、しっかり矢板を入れることなどをしていますが、そこまでの手立てのところまで至ってない県については。

【〇〇委員】 至ってないってところは、もう設計データもないと、設計図もないとか、そういうことになっちゃってるから、それを調査するのはすごい大変だっていうのが、で、こういう差が出てるんだということなんですね。はっきり言えば、そういうことですね。

【事務局】 はい。

【分科会長】 はい。皆さんのご意見は、いろいろ進んでる段階だから、その都度、見直していくというのはそうなんだけれども、われわれがこれをよろしいということの背景をちゃんと理解しておくことが必要であるとの確認の上で、ただいまご審議いただきました、静岡県をはじめとした12府県の津波浸水想定については、今回の議論をちゃんと受けた

上で、当分科会として適当と認めるということにしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

それでは適当と認めるということにいたします。今議論されたことをしっかりと今後反映していただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

各審議事項につきましては、各委員からいただきましたご意見等は、いずれも貴重なものでございますので、今後事務局におきまして十分検討し、政策の上に取り入れていただきたいと思えます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができることとされていますので、本日の審議事項3件につきましては、会長の承認を得て審議会の議決といたしたいと思えます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

最初の報告事項は、「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」についてでございます。資料4をご覧ください。

本年2月27日付で、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」について諮問があり、本件は、3月7日付で同会長から河川分科会会長あてに付託がなされました。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 ○○でございます。座って説明させていただきます。

クリップ留めの資料4でございますが、クリップを外していただきまして、資料4-1と資料の4-2を主にご説明させていただきます。

分科会長からお話ございましたとおり、2月27日に国土交通大臣から社整審に、「新しい時代の下水道政策はいかにあるべきか」という諮問をさせていただいております。公文書につきましては資料4-3にお付けをしておりますが、主な項目といたしましては、資料4-1の四角の中にありますように、まず、財政・人材の制約の中、施設が老朽化していくといった中で、平常時・非常時ともに最適な下水道サービスを持続的に提供していくための取組方策。

2つ目の丸でございますが、下水や下水汚泥等が有します水・資源・エネルギーの利活用の観点、あるいは省エネ、低炭素という、環境に優しい地域づくり・社会づくりへの推進方策。

3つ目の丸でございますが、都市部における浸水対策についての取組方策。

4つ目でございますが、下水道が有するポテンシャルを生かして水ビジネス等、海外への事業展開を推進していくための方策ということでございます。

審議体制でございますが、社会資本整備審議会のほうから、3月7日に、河川分科会と、もう1つ右側の列でございますが、都市計画・歴史的風土分科会の双方にそれぞれ付託されております。

河川分科会におきましては、この下に下水道小委員会、また都市計画・歴史的風土分科

会におきましては、その下に都市計画部会がございまして、その下に下水道小委員会をそれぞれ設置していただきまして、これらを合同開催するという事で審議をお願いしたいと考えております。

諮問の背景として、現状と課題について、資料4-2でご説明をさせていただきます。

表紙を繰っていただきまして1ページでございますが、現在の下水道の整備状況でございます。全国約1500自治体で下水道事業が実施されております。24年度末のストック量としまして管路45万キロ、処理場は約2200箇所でございます。左のグラフでございますが、下水道によります汚水処理の人口普及率が76%。右にございますように、下水道のほか農業集落排水施設、浄化槽等の汚水処理の各施設を全部合わせた人口普及率は88%になりますが、これらについては、都道府県別の普及率を見ていただきますとまだ未普及の地域がございます。それぞれのエリアの特性に合った施設で10年での概成を目指しているところでございます。また、今後は本格的な管理運営の時代に適した施策展開を講じていきたいということでございます。

次のページに行ってくださいまして2ページ目、膨大な既存施設の老朽化の進行ということですが、現在、下水道ストックが増大する一方で、施設の老朽化も進行してございます。左上の管路の現状でございますが、50年経過管が、現在1万キロメートルでございますが、これがどんどん増えてまいります。処理場につきましては、右のグラフでございますが、機械・電気設備がありますので、15年経過したもので見ます。これにつきましては、現在、1200箇所、半数以上のところで15年を経過しているという状況でございます。

下に、下水管路に起因する道路陥没のグラフを付けてございますが、平成24年で約3900件の道路陥没が起こっています。これは、その右の円グラフにございますように、9割以上が50センチ未満の浅い陥没でございますが、この先、重大な影響を及ぼさないように防止・軽減するための適切なアセットマネジメントが必要になると考えてございます。

次のページに繰っていただきまして3ページ目、人材・財政面の現状と課題ということでございますが、左上のグラフにございますように、全国の下水道担当職員が、平成9年度をピークに減少してきております。左下に都市規模別の平均職員数が書いてございますが、特に中小市町村における執行体制の脆弱化が顕著という状況でございます。

それから経費につきましては、下水道の経費は、基本的に雨水の排除につきましては公費、汚水の処理につきましては下水道使用料、私費でというのが大原則になってございますが、右のグラフにございますように、汚水処理にかかる経費回収率、汚水処理費の経費分の使用料収入ですが、これが77%。不足分は、一般会計が負担するという現状になっております。

このような人材・財政面の制約の中で、中小市町村に対する支援も含めて持続可能な事業管理をどのように進めていくかということが課題になってございます。

次の4ページに行ってください。大規模地震等の災害リスクの増大と対策の必要性ということでございます。

南海トラフ地震等の大きな地震が30年以内に高い確率で発生すると推定されている中で、そういった大規模災害時におきましても下水道の最低限の機能が、例えば消毒機能等を確保するために、ハード・ソフト対策を一体的に進めていくことが課題と考えてございます。

下の図はイメージを持っていただくためですが、例えば東日本大震災による被害の中で、例えば液状化によって管渠やマンホールが浮上したり閉塞したりしたものに対して、右で対策の事例といたしまして、マンホールの浮上防止ですとか、あるいは曲げ・たわみが可能な継手にするとういった対策、これはハードでございます。その下、処理場・ポンプ場のハードについて、津波の対策としまして、例えば施設を少しでも高いところに置くとういったようなハード的な対策。

またソフトの対策としまして、一番下にありますように、例えばBCPの計画策定、協定ですとか、あるいはデータベースの整備など。ここでは、ハード・ソフト対策の推進のイメージを挙げさせていただいております。

次のページ繰っていただきまして5ページ目。これは、下水道における水・資源・エネルギーの利活用の推進ということでございます。

下水道は、都市内で、下水管を通じまして、エネルギーのポテンシャルを持ったものを安定して集約しております。例えば、左のほうから見ていただきますと、下水が下水管を通じまして処理場に集められてまいります。そこで下水熱というエネルギーを持ってございます。下水処理場内に入りまして、生物処理をして沈殿させたものを下水汚泥といたしますが、「下水汚泥バイオマス」と書かせていただいておりますように、これは例えば微生物の死骸などのバイオマスです。これから、「発酵槽」でバイオガス、メタンガスでございしますが、バイオガスを取り出して発電をしたり、あるいは固形燃料化をするとういう利活用ができます。処理水の再生水利用がございしますし、下水汚泥の中からリンといたした肥料に使えるものも取り出すことができます。そういったポテンシャルがありますが利活用が進んでおりませんので、これをさらに進めていきたいというのが次の課題でございします。

6ページに行ってくださいまして、これは浸水対策でございします。

近年の局地的な集中豪雨、ゲリラ豪雨の頻発化の中で浸水リスクが増大してるとうことで、下に3つほど、実際の被害の例を載せさせていただいております。右上に総合的な浸水対策の例がございしますが、こういった浸水対策の解消・軽減のために、ソフト、ハードを一体的にとらえた浸水対策をいかに進めていくかとうのが課題でございします。

最後7ページに行ってくださいまして、国内外、特に国外への事業展開とういうテーマでございします。左上にございしますように、背景といたしまして世界の水ビジネス市場の拡大とうことで、例えば一番わかりやすいのは、東南アジアですとか中東ですとか水道の整備がだんだん整ってまいります。これからいわゆる下水道整備が急速に進展するとうな

見通しでございます。

また、その一方で水・衛生分野での国際貢献、水問題、特に衛生施設を利用できない世界人口割合がまだまだ高いというのをいかに解決していくかという中で、国際市場における事業展開を図ることが求められております。

わが国の下水道技術といたしまして、右上にございます、例えば道路を掘り返さずに下水管を整備する推進工法ですとか、あるいは膜分離で高度処理し、処理水の再利用を行うといったような下水道技術を生かしまして事業展開を進めていくというものです。

左下に、国際展開の取組みといたしまして、例えば官民連携で、国や地方政府などによるトップセールスを、例えば東南アジアなどで行ったり、あるいはその右にある国際標準化ですが、本邦技術の優位性確保のために、例えばISOといった国際標準化などを進めていくということがございます。こういったものを通じた事業展開をいかに進めていくかが課題となっております。

以上、諮問の背景、現状、方向などについてご説明をさせていただきました。以上でございます。

【分科会長】 はい、ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いします。はい、〇〇委員。

【〇〇委員】 よく分かったんですけども、いろいろ、どういうことをやらなきゃいけないかとかっていうことは分かったんですけども、最初の例えばめくったところ書いてありますように、一言で言うと、いろいろもっとやらなきゃいけないことがたくさんあるけれど、お金も人材も足りなくなるといったときの施策ってことになったら、最終的には、これ私、思うんですけど、どこかで優先順位っていうか、これプライオリティを付けなきゃいけないですね。

そうじゃないと、お金が十分あって人もいるんだったら、それは全部ここで、こういうことをやったほうがいいということは全部やるべきだっていうことになると思いますけれど、そういうのがないときに、どういう考え方でプライオリティを付けるんですか。

【事務局】 それも含めて、これからご検討いただきたいという課題でございますが、例えば1ページの汚水処理人口普及率というところに、下水道と農集排、浄化槽がございしますが、人口が集まっているところであれば、当然下水道が一番効率がいいんですけども、まばらになってくるのがわかってるようなところでは、下水道を整備するより浄化槽に切り替えていくとか、そういった、それぞれの地域に合った汚水処理を進めるということで、今、都道府県さんのほうに、どこでどういうものを進めるかというのを、最近は人口予測なども変わってきておりますので、そういった中で見直していただくということをお願いしております。例えばそういう、どこで何を整備するかという優先順位の見直しをするというのも一つのやり方だと思いますし、同じ下水道をやるにしても、例えば今は少しでも早く概成を目指していこうということになっておりますので、今までなら、かなりのフル

スペックでしっかり下水管を通してくださいというところを、例えば埋めなくても、ちょっと外に出る管でもいいですよとか、そういった整備の仕方を変えたりというような工夫も含めて、ハード・ソフトいろいろ検討してございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 はい、〇〇委員どうぞ。

【〇〇委員】 まず委員会のことなんですけれども、従来、2年くらい前まで開催されていた下水道計画とか政策とか、両方多分、僕も混ざってたと思うんですけど、あの委員会はまだ継続がなくて、この河川分科会と合同というか、共通の下水道小委員会になると、そういうことですか。

【事務局】 現在国と日本下水道協会と共同で、下水道の今後のあり方を検討する検討委員会があり、別途検討しておりますが、その検討結果も踏まえながら、本審議会でご議論をいただいてご提言をいただき、それを受けて今後の政策に反映させていきたいと、考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【〇〇委員】 いいですか、次。よく分かりました。

河川と一緒にやるというのは、とてもいいことなので、ぜひ、これで重要なことをやってほしいんですが、先ほど挙げた課題の中に、河川と共通に扱うべき重要事項というのが幾つか挙がってもいいかなと思ひてます、出てくるのかもしれないけど。

例えば地下の巨大な都市雨水路を、極端なことを言えば、あれ地下河川に変えちゃうとか、いろんなことがもうできるようになってるわけで。例えば、そんなことも河川と一緒にやるんであればテーマにさせていただきたい。

【事務局】 〇〇先生のおっしゃるとおりで、下水道と河川が同じとなり、既に整備されている施設も、お互い連携して有効活用するための検討もぜひご議論いただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、広域的かつ専門的な審議を行うため、河川分科会運営規則第1条に基づき、当分科会に小委員会を設置し、小委員会の場で詳細な調査・検討をお願いいたします。

また運営規則第2条では、小委員会に属すべき委員等は、河川分科会に属する委員等の内から、河川分科会会長が指名することになっております。本件の検討に当たっては、浸水対策などの観点が重要と思われまますので、それらを勘案して、また、調査内容が詳細かつ専門的になりますので、まちづくり、地方自治、民間活用などの専門分野の方々に河川分科会の専門委員等となっていただき本小委員会に参加していただきたいと思ひます。

つきましてはその人選は、河川分科会長である私と事務局と相談して決めることにしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

次の報告事項に移らせていただきます。少し時間が押してまますので、比較的簡潔にお願ひしたいと思ひます。

まず、海岸法の一部改正案について、水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について、及び今後の水資源政策のあり方について、中間とりまとめの3つの案件を続けて報告いただきたいと思います。ご意見、ご質問は、3つの報告終了後をお願いします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 ○○でございます。海岸法の関係の説明させていただきます。

海岸法は、昭和31年海岸を津波等から保護するという目的で作られた法律でございます。平成11年に、環境の整備・保全ですとか利用といったこともきちんとやっていこうというような改正が行われたわけでございますけれども、それ以外の改正ということでございます。

その間、東日本大震災による大きな津波による被害ですとか施設の老朽化といった新たな課題が顕在化しているところでございますので、昨年、本分科会の委員でもございます磯部先生を委員長に、海岸管理のあり方検討委員会といったものを局で設置、これは、海岸室のほうが中心に対応いたしましたけれども、設置して、海岸管理のあり方について、課題と対応の方向性についてとりまとめされたところでございます。その内、法制度で対応すべきものを、今回の改正案に盛り込んだというところでございます。

背景については、今ご説明したとおりでございます。資料5、1枚紙でご説明したいと思いますので、それをご覧いただきたいと思います。

特に防災・減災につきましては、南海トラフ地震の発生が、今後30年以内の発生確率60から70%とひっ迫して、ここできちんと対応すべきだということでございます。

改正案の概要につきましては、水色で色付けました箱に、ここに4本柱がございまして、時間の関係もございまして、簡単に説明させていただきたいと思います。

1点目が防災・減災でございます。右側に防潮堤の絵がございましてけれども、東日本震災では、堤防を乗り越えた津波によって、陸側の堤防の端っこ、法尻が洗掘されたということでございましたので、今回この絵にございまして、そこにきちんと盛土をして、きちんと根が張るように植樹をするという形で一体的に設置される樹林、これ「緑の防潮堤」と称しておりますけれども、こういったものなど粘り強い構造の海岸堤防等を、きちんと法律上の海岸保全施設に位置づけて整備していきたいということでございます。

2点目の水色でございます。水門・陸閘等の安全かつ確実な操作ということでございます。陸閘と申しますのは、海岸等の出入りのために必要な非常時にこういった閉鎖する門でございますけれども、こういった水門等操作を必要とする施設について、現行の海岸法の規定にございまして、こういう東日本震災の時にこの操作に携わった消防団員等多くの方が犠牲になったということでございます。きちんと現場操作員の安全を確保しつつ、きちんと閉める、また、そのために訓練を平常時していただくといった操作規則と、こういったものをきちんと、こういった施設の管理者に策定をしていただくという点が、2点目でございます。

それから3点目でございますけれども、適切な維持管理ということで、これまでの施設

の老朽化については、既に先ほど下水道でも出ましたけれども、海岸保全施設も同様でございます。

特に予防保全ということで、従来のような損傷がひどくなってから修繕するということではなくて、きちんとした点検をして、それを踏まえて的確に修繕をするという予防保全の観点から、維持・修繕の基準を国としても策定して、海岸管理者にきちんと維持・修繕をしていただくという規定を設けるということでございます。

それから最後に、地域の実情に応じた維持管理ということでございますけれども。海岸におきましては、清掃ですとか動植物の保護等に活動されている多くのNPO等の団体がございますので、そういった団体を法律上の海岸協力団体、これは、昨年の河川法の改正をした時の河川協力団体の海岸保岸と言ってもいいかもしれませんけれども、きちんと法律上の団体として位置づけて、海岸監視のパートナーとして維持管理を充実させていきたいということをねらった規定でございます。

大きく4点でございますけれども、法律の概要でございます。

こちらの法律案につきましては、先週、衆議院のほうを通過をしていただきまして、今後、参議院の審議が行われるということでございます。今国会での成立をお願いしたいということで、関係方面にもまた働きかけをしていきたいということでございます。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

それでは続きまして、お願いします。

**【事務局】** はい。〇〇でございます。資料6をご覧くださいと思います。

水災害分野に係る気候変動適応策のあり方について、1ページめくっていただきますと、昨年の12月11日に、大臣から審議会の会長に諮問をしてございます。

諮問文は2ページに付けてございますけれども、地球温暖化に伴う気候変動によりまして、水災害の頻発化、激甚化が懸念されているところでございまして、平成20年6月に審議会のほうから1度、適応策のあり方について答申をいただいております。

その後、現在IPCCの第5次評価報告書が順次公表されておりますし、また東日本大震災がございまして、こういう災害に対して多重防御という考え方が出ております。

海外に目を向けましても、タイで洪水被害が発生しておりますし、ニューヨークでは高潮災害がございました。また、フィリピンを襲った巨大台風の災害もございました。国内でも様々、全国で毎年のように災害が生じておりまして、現状の治水安全度や計画規模を上回るような災害が頻発している。

そういう状況の中で、そういう災害リスクを想定して、治水対策のみならず、流域における対応を重層的に講じていく必要がございまして、このようなことから、今回こういう議論をさせていただいておるところでございます。

1ページめくっていただきまして3ページでございますけれども、昨年12月13日付で、審議会会長から河川分科会会長に付託をされてございまして、小委員会のほうで議論をして

おります。メンバーは4ページに書かれてるとおりでございます。

検討のスケジュールでございますけども、次のページをご覧くださいますと、政府全体といたしましては、平成27年の夏ごろに、政府全体の適応計画を閣議決定するという予定で、環境省の中央環境審議会を中心に議論が進むところでございます。

これに併せまして国土交通省といたしましても、省全体といたしましては、社整審と交政審の合同の環境部会の中で議論が進んでいるところでございますけれども、各分野におきましても、それぞれ検討すると。

水災害の分野につきましては、この小委員会の中で議論をするわけでございますけども、様々並行して水資源の分野、下水道、それから海岸、土砂災害の分野の検討も進んでございますので、それらを最終的に整合を図るような形でとりまとめを行っていききたいというふうに考えております。

当小委員会の検討の状況ですが、6ページをご覧くださいますと、今年の1月20日に小委員会を再開してございまして、直近は4月18日、第13回ということで開催をしてございます。

今後の予定でございますけども、今年中に中間とりまとめというような形をいただきまして、平成27年には最終とりまとめというようなことで、今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

現在までの検討の中で主な検討課題として出ておりますのが、7ページをご覧くださいただければ、今後の主な検討課題案というふうに示してございますけれども、現況の治水安全度や計画規模を上回る外力が生じた場合の流域内のリスク分担や適応策についての検討が必要であるとか、あるいは、まちづくり、地域づくりでの連携方策の検討が必要、これら等々の課題が出てございまして、これについて、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**【分科会長】** はい、ありがとうございました。

次、お願いします。

**【事務局】** ○○でございます。よろしく願いをいたします。

資料7で説明をさせていただきます。クリップでとじてありますが、最初のパワーポイントの資料を使って説明をさせていただきたいと思っております。今後の水資源政策のあり方についての中間とりまとめについてでございます。

表紙をめくっていただきまして1ページ、現在、国土審議会水資源開発分科会におきまして、国土交通大臣から今後の水資源政策のあり方について諮問を昨年10月受け、これまで9回、調査企画部会の審議を行い、この4月に中間とりまとめとして、今後の水資源政策のあり方、副題として、幅を持った社会システムの、次世代水政策元年を公表いたしました。その内容について説明をいたします。

中段に諮問の背景がございますが、水資源政策では、これまで急激に増大する水需要に

キャッチアップするため、水資源開発促進法に基づきまして、水資源開発を実施してきており、水資源の整備をしつつも、その供給目標をおおむね達成しております。

しかしながら、東日本大震災、笹子トンネル事故後のインフラ整備や管理のパラダイムシフト、気候変動リスクといった課題に対応するため、このような諮問がなされたものがあります。喫緊の課題への対応として、諮問をなされたものでございます。

2ページでございますが、中間とりまとめの内容でございますが、基本的理念を、水の恵みを楽しむ社会を目指すこととしております。その実行のため、幅を持った社会資本の構築を提案するものでございまして、これは、わが国は災害に脆弱な国土ではございますが、高い労働生産性を維持してきてまいりました。個別最適を図り効率性を追求した結果、社会全体が高度化・効率化された状態、言わばシステム全体が緊張状態の中で東日本大震災等を経験し、システム全体が機能不全に陥ったことを経験し、それを回避するため、個別最適と全体最適を目指す幅を持った社会システムの構築を打ち出したというものでございます。

5ページに飛んできていただきまして、幅を持った社会システムの具体的な機能について説明をしております。右側になりますが、1つ目は、要素の二重化などの冗長性・代替性、2つ目は、右側になりますが、しなやかに受け流し、復元可能にする粘り強さ、3つ目が堅牢さで、堅牢さを向上させ、致命的事象に至らないようにする、4つ目は事態に応じて柔軟に臨機に対応できる融通性や順応性、そして、それらの総体として安全・安心・持続可能。そういった機能を幅を持たせた社会システムの備えるものとして整理してるところでございます。

6ページでございますが、その具体的な事例でございまして、冗長性・代替性のところでは、地域間の連結管や海水淡水化による供給、粘り強さのところでは、ダム群の連携だとか渇水時における取水制限など社会側の対応、堅牢さのところでは耐震化、融通性・順応性では、東日本大震災で火力発電の供給が停止した場合の水力発電のダム操作の工夫を行うとか、そういったものでございます。

2ページに戻っていただきまして左下に、水資源政策を考える3つのポイントとして、1つ目はいかなる事態が生じてても、柔軟かつ臨機に包括的に対処できる幅を持った社会システムの構築、2つ目が、従来及び今後の施策のハード、ソフトの重層的な展開、3つ目が、基本的・長期的方向性の変曲点にある次世代水政策元年ということとしております。

そして右側でございますが、3つの改革の視点として、1つ目が、大規模災害や危機的渇水、「ゼロ水」と呼んでますが、そういった低頻度・高リスクへの対応、2つ目が老朽化対策などの国民の視点に立った重層的な展開、3つ目は国際貢献への対応、グローバリゼーションへの対応を改革の視点としています。

3ページでございますが、次に、今後の5つの水資源政策と15の具体的な取り組みということで、5つの水資源政策といいますのは、1つ目が、枠で囲ってありますが、1つ目、安全・安心水利用社会、2つ目が持続的水利用社会、3つ目が、それを包含する形で

の健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会、そして4つ目は、それらを基盤として支える教育・普及啓発による水の恵みに感謝し、災いに柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成、さらに5つ目でございますが、右側になります、世界の水問題解決や国際社会におけるプレゼンスの確立としております。

それぞれの施策に合わせ、15の項目の取り組みが示されてるところでございます、平成26年秋に向けまして、関連制度、水資源開発基本計画のあり方、今後の水資源政策に向けた具体的な取り組みを検討することとしております。

4ページでございますが、今後の具体的な取り組みということで、5つの政策の内容である15項目の取り組みの内の主な事例といたしまして、1の安全・安心水利用社会では、大規模災害時において必要な水を確保するための水供給システムの多重化や冗長性、あるいは水インフラの老朽化への対応といったものでございます。特に貯水池が枯渇する危機的な渇水であるゼロ水を想定して、ハード、ソフト、システム全体の取り組みを具体的に検討することとしております。

右側につきまして、3の水・エネルギー・物質循環に立脚した社会では、できる限り、自然流下を活用した取り組みをしていくと、そういったことを考えているところでございます。

以上でございますが、資料の13、14に、配布資料となっておりますが、最近の動きで、水循環基本法と雨水の利用に関する法律が、3月27日に衆議院全会一致で可決成立をしております4月2日に公布されたところでございます。

資料13の水循環基本法につきましては、基本法として、中段になります、3つの基本理念が定められているところでございます。

また右下になります、水循環政策本部ということで、総理大臣を本部長とする本部を設置して、水循環基本計画を策定するということになっております。

資料14のほうでございますが、雨水の利用推進に関する法律でございますが、雨水を捨てずに利用していくということで5月1日から施行をされております。この法律に基づきまして、今後、国、都道府県では、雨水利用の推進に関する方針、利用のための施設の設定に関する目標を定めていくこととしております。

以上でございます。

**【分科会長】** はい、ありがとうございました。

じゃあ、ただいまの3つの報告につきましてご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

報告ですので、ぜひ目を通していただいて、今後こういうものが非常に大事になっていくとか、河川行政全体の中では、非常に幅の広いいろんなことをやっていくということが示されておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上で、報告事項は終了でございますが、お手元にあります資料8から15につきましては、配布資料のみとさせていただきます。

それでは、本日の河川分科会の議事は以上でございますが、全体を通して何かご意見ございましたら、お願いしますが。

よろしいでしょうか。以上ですが、本日の議事録の取扱いにつきまして申し上げさせていただきます。本日の議事録は、内容については各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般公開することとします。

今日は、第50回の社会資本整備審議会だったんですね。普通は何かお祝いをやるような感じで、50回目で非常に重要な時期にかかっているというのが、実は非常に私は感じてるところです。

最後に、毎回お願いしますが、局長、何かお考えになってることがございましたら、よろしくお願いします。

**【水管理・国土保全局長】** それでは、座ったままで恐縮でございますけれども。

今日も審議事項3件ございましたけれども、いろんな貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。内容についてご了承いただきまして、感謝を申し上げます。

その上で、たくさんの報告事項をさせていただきました。詳しくご説明、時間の関係でできませんでしたが、水管理・国土保全局になりまして、水資源、下水道、そういった部と一緒に連携してといいますか、水管理・国土保全局の中で政策を進めていくという中で、今後のあり方として、下水道、水資源そして、あと海岸の関係、さらには気候変動と、今日報告の中にありませんでしたが、砂防の関係も、土砂災害対策に関する強化の検討を今行っております。これは伊豆大島の去年の災害を受けてでございますけれども、そういったことで、全分野といいますか、所管の各分野それぞれ、次に向けての展開といいますか、取り組みを進めてるところでございます。

そういう意味で、非常に広範多岐にわたっておりますけれども、やりがいのある、今まさに仕事をしてるのかなというふうに思っておりますので、先生方のご指導を、引き続きどうかよろしくお願い申し上げます。感想でございますけれども、させていただきます。どうもありがとうございました。

**【分科会長】** ありがとうございます。それでは、事務局にお返しします。

**【事務局】** 分科会長、ありがとうございました。

委員の皆様方のお手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいてもけっこうでございますが、郵送をご希望される方は、後日郵送させていただきますので、そのままお席にお残しいただければと思います。

本日は、長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。